

令和4年度 第1回 花巻市成年後見制度利用促進会議 会議録

1 開催日時 令和4年8月31日(水) 午後1時～

2 開催場所 花巻市役所3階 302・303会議室

3 出席者

(1) 成年後見制度利用促進会議委員 11名

岩手県弁護士会 前田 毅氏

岩手県司法書士会 小山田 泰彦氏

岩手県社会福祉士会 熊谷 雅順氏

花巻市社会福祉協議会 小田島 克久氏

岩手県行政書士会 永田 依津子氏

岩手県社会保険労務士会 鈴木 幸子氏

一般社団法人花巻市医師会 中舘 一郎氏

岩手県介護支援専門員協会 峯村 諭氏

花巻市地域包括支援センター 根子 裕司氏

花巻市地域自立支援協議会 牛崎 恵理子氏

花巻市民生委員児童委員協議会 川村 妙子氏

(2) オブザーバー 1名

盛岡家庭裁判所花巻支部 渋田 護氏

(3) 事務局 9名

花巻市長 上田東一

健康福祉部長 今井岳彦、長寿福祉課長 佐藤ひとみ、同課課長補佐 久保田和子、

同課高齢福祉係長 菊池隆則、同課主査 郡司義高、同課主査 伊藤里世主査、

同課成年後見相談員 畠山麻純、同課権利擁護相談員 小川望

4 議事内容

(1) 花巻市成年後見制度の利用促進の取組について

5 会議内容

<委嘱状交付：佐藤課長>

定刻のため、始めさせていただきます。開会に先立ち、委員となられる方々へ委嘱状を交付する。市長から委嘱状を交付する。名前を読み上げられた方は、その場でご起立の上、

お受け取り願う。

伊藤誠一郎様、佐々木吉信様は本日都合により欠席となる。

—上田市長から、各委員に対して委嘱状の交付—

(1) 開会：佐藤課長

ただいまより、令和4年度第1回花巻市成年後見制度利用促進会議(以下、「促進会議」という。)を開催させていただく。開会にあたり、上田市長より挨拶させていただく。

(2) あいさつ：花巻市長 上田東一

ただいま皆様に促進会議委員の委嘱状を交付させていただいた。また渋田盛岡家庭裁判所花巻支部主任書記官様においては、この会議のオブザーバーとして、今後いろいろお世話になる。そのことについてまず御礼を申し上げる。そして今日は月末のお忙しい中、このように、花巻市第1回の促進会議にご出席いただいた。そのことについても、御礼を申し上げる。

成年後見制度(以下、「制度」という。)は、なかなか利用が促進されないというお話を伺っている。花巻市においても、そういう状況である。いろいろな課題はあると思うが、花巻市においては、中核機関として健康福祉部を指定し、この会議についても、花巻市でこの会議のための条例を制定させていただき、今後利用の促進を図るということにさせていただいているところである。

先ほど、利用がなかなか進まないというお話をさせていただいた。その中で、この制度の改正、民法の改正をするという動きがある。それはそれで大変重要なことと思うが、現行の制度の中で、いかにして、高齢者、或いはその成年後見が必要な方々の、権利を守っていくかが大変重要な課題である。皆様の忌憚のないご意見を出していただき、それに基づいて、花巻市で成年後見が必要な方々の権利が守られるよう、皆さんの尽力をお願いします。そのことをお願い申し上げ、挨拶とさせていただく。よろしくをお願いします。

(長寿福祉課 佐藤課長)

上田市長においては、公務の都合により退席させていただく。よろしくをお願いします。ここで改めて委員の皆様をご紹介させていただく。お配りしている会議名簿をご参照いただきたい。

—委員の紹介—

伊藤誠一郎委員、佐々木吉信委員は、本日都合により欠席となる。

続いて、本日は、オブザーバーとして、盛岡家庭裁判所花巻支部主任書記官の渋田護様にご出席いただいている。どうぞよろしくをお願いします。

続いて、事務局の紹介をさせていただく。

—事務局の紹介—

<出席状況の報告 佐藤課長>

次に、本日の出欠者について報告する。本日の会議には、委員 13 名中 11 名に出席いただき、半数以上の委員が出席していることから、促進会議条例第 5 条第 2 項の規定による開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

(3) 会長及び副会長の選出

(佐藤課長)

それでは、次第の 4、本会議の会長、副会長の選任だが、促進会議条例第 4 条第 1 項に、「促進会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により選任する。」と規定されていることから、会長 1 人、副会長 1 人を選任するものである。会長は委員の互選となっているが、会長の選出方法について、委員の皆様からご意見をいただきたい。
—事務局案への意見—

(佐藤課長)

事務局案という声があったがよろしいか。

(佐藤課長)

それでは、事務局案の説明をお願いします。

(久保田課長補佐)

事務局案として、会長に岩手県司法書士会の小山田泰彦様をご提案させていただきます。

(佐藤課長)

事務局から会長に、岩手県司法書士会会長の小山田泰彦様との提案がされた。事務局案に、ご異議なければ、拍手で承認願いたい。
—拍手多数—

(長寿福祉課 佐藤課長)

それでは小山田様、よろしくお願ひ申し上げます。
続きまして、副会長の選出方法について、委員の皆様からご意見をいただきたい。

(長寿福祉課 佐藤課長)

事務局案という声があったがよろしいか。

(長寿福祉課 佐藤課長)

それでは、事務局案の説明をお願いします。

(長寿福祉課 久保田課長補佐)

事務局案として、副会長に岩手県弁護士会の前田毅様をご提案させていただく。

(長寿福祉課 佐藤課長)

事務局から、副会長に岩手県弁護士会副会長の前田毅様との提案がされた。事務局案に、ご異議なければ、拍手で承認願いたい。

—拍手多数—

(長寿福祉課 佐藤課長)

それでは前田様、よろしくお願ひ申し上げます。ここで、会長になられた、小山田泰彦様と副会長になられた前田毅様にご挨拶をいただきたい。

(小山田会長)

成年後見は、先ほど市長の言葉にもあった通り、改正について商事法務研究会で、地方の関係者、福祉の関係者、当事者のご家族などの意見を取りまとめ、令和6年に改正する予定で、協議を行っている最中である。

現行制度の難しい問題について、それぞれの立場から忌憚のない意見をいただきつつ、市民の皆様により使いやすい成年後見を目指して、この会議自体が組成されていることを肝に銘じ、会長を拝命し、皆様の会議体を運営させていただきたいと思う。どうぞよろしくお願ひする。

(長寿福祉課 佐藤課長)

続いて、前田毅副会長よりお願ひ申し上げます。

(前田副会長)

できる限り会長を補佐して円滑な議事進行に努めていきたい。よろしくお願ひする。

(長寿福祉課 佐藤課長)

続いて、次第の5、議事に移るが、議長について、促進会議条例第4条第4項の規定により、「会長が議長となる。」とされているので、小山田会長よろしくお願ひ申し上げます。

(小山田議長)

それでは、議事に入りたいと思う。次第の通り(1)花巻市成年後見制度の利用促進の取組について、事務局から報告をいただきたい。よろしくお願ひする。

(長寿福祉課 久保田課長補佐)

本日、お手元の方に配布してある資料について、一括で説明させていただく。

—資料1～4及び参考資料の説明—

(小山田議長)

ただいま説明のあった、制度の利用促進について、簡単な自己紹介と、質問事項があればいただきたい。

(前田委員)

質問事項だが、久保田課長補佐には、本会議と権利擁護サポート会議というのはまた別の会議ということよろしいか。

(長寿福祉課 久保田課長補佐)

そうである。

(前田委員)

渋谷書記官に参加いただいているので、市民後見に関して、裁判所の立場から一般論で構わないので、裁判所での制度運用における市民後見人の位置付けを聞かせていただければと思う。

前後したが、先ほど久保田課長補佐の話を伺い、平成30年から取り組んできて、市民の方々のために、いろいろな方々が動ける機関ができたことは非常に感慨深く思い、本当に感謝している。今後もできる限り尽力していきたいと思う。

(オブザーバー 渋谷書記官)

中核機関が立ち上がったこと誠におめでとうございます。いよいよこれから進んでいくのだなと思い私もワクワクしながら、参加させていただいた。家庭裁判所で日頃後見事務に携わっており、ここにいる委員の方々でも、成年後見を引き受けている方が何人もおり、感謝申し上げます。

質問にあった市民後見の現状についてのとらえ方の問題だが、盛岡本庁も含めて盛岡管内では、まだ市民後見があまり進んでいないのが現実的なのところである。

最高裁の考え方としては、これから徐々に市民後見を拡大し、運用していく方向性が示されている。どういう形で市民後見を活用していくかについてだが、例えば二戸管内のカシオペアや、盛岡本庁も最近ようやく市民後見の運用の取組を始めた。

数が多いわけではないが、運用のやり方としては、後見開始の当初は、例えば弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職の方が入り、1年から2年経過した後、市民後見人に引き継ぐ形が一つ想定されていると聞いている。つまり開始時のいろいろな法律問題や環

境設定を行う過程は、専門的な経験や知見に基づいて作業を行うケースが割と多いと感じる。私の個人的な言葉だが、地ならしを最初に行って、その後も同じようにやれば順調に行くなら、市民後見人に引き継いでいくという形。こういうものがモデルとして想定されているのかと思う。

家庭裁判所の花巻支部が取り扱う案件は、花巻市、北上市、西和賀町の3地区が管轄だが、現在、市民後見人を選任している事案はない。この花巻の管内は、選任されるプロセスの関係に実は一つ問題があり、そもそも裁判所の判断のテーブルに、市民後見人が挙がっていない現状である。なぜなら、申立書を作成している方はご存知だと思うが、様式は、候補者が誰か名前を書くか、もしくは家庭裁判所に一任という形で提出するが、そこに市民後見人の名前が挙がってくることがない。普通、親族の方もしくは、すでに専門職で活躍され経験のある方の名前が、大体挙がってくる。この人が後見人等として適任かどうかの観点で審査してほしいという最初の申立に対して、審査により、この人で良い。またはこの事案は難しいので、親族ではなく、専門職の方に頼むというように裁判官が判断する形であるが、そもそも、判断のテーブルに市民後見人が挙がっていない現状である。

公式見解で出ているか分からないが、あえて問題だとすれば、例えば専門職の弁護士、司法書士、社会福祉士に推薦依頼をすると、弁護士であれば弁護士会から推薦を返してもらうという制度ができ上がっている。市民後見人を育成しているという話はよく耳にするが、市民後見人の場合、誰のところに聞けば推薦してもらえるのかというのが、私どもも把握していないので、その論点がそもそも裁判所に挙がっていない現状である。仮に挙げたとしても、どのように裁判官の判断が入ってくるか、選任にたどり着くための枠組みができ上がっていないので、花巻支部においては、少なくとも選任がされていないという現状である。

(熊谷委員)

前田委員から市民後見の話が出たが、渋田書記官の話にあるとおりの盛岡でも進んでいるが、実際には市民後見の方は専門職と複数後見で実施しているようである。複数後見で実施している専門職の方から直接聞いた話だが、市民後見人は研修等で勉強しているが知識経験がないので、それを指導しながら後見業務を遂行していくと、フォローアップが大変だと聞いている。要は専門職の業務負担が倍になるようなので、市町村で後見人のフォローアップ体制について考えているのかどうか、考えていないのであれば、検討していただきたいという、要望である。

(健康福祉部 今井部長)

まだそこまでたどり着いてないというのが現状である。まず、今日も出席いただいでい

るが、行政書士や、社会保険労務士、税理士などに後見をお願いしている事例もあると思われる。まず市として市民後見人が必要な程のニーズがあるのか、現状はまだそこまでたどり着いてないというのが現状である。

(小田島委員)

質問ではないが、まずは今年度市が中核機関を立ち上げたことについては、非常によかったと、正直な感想を持っている。

私ども社会福祉協議会では、法人後見と日常生活自立支援事業に取り組んでおり、現在6人の法人後見を受任し、後見4人、保佐1人、補助1人となっている。法人後見を開始してから数年が経過しているが、法人内で解決できない課題や、分からない部分もたくさん出てきているので、この中核機関で、解決が図れるようなものになってくれればと期待している。

先ほどの市民後見の関係では、私どもで日常生活自立支援事業をやっている中で、支援員が現在19人市内にいるが、なり手がいない状況もあるので、例えば、市民後見を受講された方が、支援員として活動をしていくことも一つあると感じたところである。

(永田委員)

行政書士会は、コスモス成年後見サポートセンターを組織しており、研修を重ねて成年後見人等になれるような受け皿づくりの体制があるので、後見人のなり手がいないというときはぜひ声をかけていただければと思う。

先ほど前田委員からもあった権利擁護サポート会議との違いについて具体的な部分を教えていただければと思う。

(長寿福祉課 久保田課長補佐)

利用促進会議については、この制度はどういうもので、花巻市としてどのように制度の利用促進を進めていくかを、大きい枠で皆様からご意見をいただき、取り組みの方向性を決めていく会議に位置付けている。

サポート会議というものは、先ほど資料の4の課題を示させていただいたが、その課題に関することや、具体的なところをどうしていくべきか話し合う会議にしていきたいと思っている。

イメージとして、話し合う項目に応じて参加いただく方を変え、具体的な話を深く話し合い、大きい取り組みにつなげていく会議をやっていききたいと思っている。

(鈴木委員)

社会保険労務士会としての取り組みのことをご挨拶がてらお話したい。岩手県の社会保険労務士会の中に、社労士成年後見センターいわてという組織を持っており、後見を受

けている。まだまだ件数は少ないが、行政書士会の方でも言ったように、何か大変で引き受け手がないときは、ぜひご利用いただければと思う。

社会保険労務士として支援できることは、年金関係のことがメインになるかと思う。障がい者や高齢者は年金や公的年金が収入源になると思うので、面倒なところや障害年金の請求手続きというのは専門になるので、何かお手伝いできたらと考えている。

(峯村委員)

今年の6月の研修会で、久保田課長補佐から変更された所を中心にお話いただいた。私たち介護支援専門員は高齢者と関わる機会が特に多く、一次相談機関につなげる大事な役割があると思うので、研修や周知というところは、頑張っていければと思う。

協会としても、その周知の方法で、資料3にあるケアマネ協とも一緒に研修を実施したりするので、協力できたらと思う。

(根子委員)

包括支援センターでは、先ほどの説明にあった高齢者の総合相談窓口として、この制度の一次相談機関に位置付けられている。現場に携わる者として感じるのは、対処療法的に、その場で必要になった方に後見制度につなぐということが現場では数多く見受けられる。

サロンや通いの場などの集まりの中で、市民の皆さんにより多くこの制度をご理解いただき、自分で物事が判断できるうちに、判断能力が低下した後のことを考えられるような地域にできるようにしていきたいと考えている。そのためにも市民の皆様へ、例えばケアマネや関係する皆さんと連携を図りながら、周知を図っていくことが大事だと感じている。

(牛崎委員)

私は福祉関係という立場と、私自身重度の知的障害児の親でもあるので、制度を利用する方の立場の面もある。制度を使う方の話では、後見人を立てたが、特に何もしてもらっていないが、毎月報酬だけ取られているとか、軽い気持ちで後見人を申請したが、もう絶対変えられないという話も聞いたりする。必要な制度ではあるが、私の場合は、今すぐ使えと言われても、難しいと感じる。令和6年度には、法改正も予定されているようなので、少しでも使いやすい制度になれば、さらに議論も広がるのではないかと思う。

知的障害児、知的障害者の場合には、高齢者と違い、後見人をつけてから長生きをするので、長い間、後見人のお世話にならなければならないと思う。どんなに立派な方や良くしてくださる後見人でも、いずれは歳をとり、病気になることもあると思う。なので、できれば社会福祉士会や福祉に詳しいところで、チームで後見人を引き受けるような仕組みが作れば、将来的に安心かと思う。当事者の願いとして、そういうことも考えていただければと思う。

(川村委員)

高齢化社会になり、こういう問題を聞いたときは、包括支援センターに相談し対応しているが、昔と違って複雑化し、一筋縄ではうまくいかないというのが、増えてきたように感じている。

その都度私たちはこの人たちがどうしたら、よりよい生活ができるか、どうしたらこの人たちが前を向いていけるかを一生懸命考えながら対応している。制度についても私たち全員が周知しているわけではないので、市役所や社会福祉協議会の周知活動をうまく活用して、制度について考えるきっかけになればと思う。

(小山田議長)

先ほどの牛崎委員の話は、専門職後見人としては身に詰まる思いである。制度改正の話もさせていただいたが、ご家族の会の方もその委員になられているので、当事者のご家族としての立場のご意見も反映されているようである。まだ第1回目の議事録しか公開にはなっていないが、その中の意見で、スポット後見人という必要なときだけの後見人ということも考えられているようである。

先ほどの軽い気持ちで後見人を申請というのはよくあるケースで、遺産分割協議のときだけ後見人を選任したつもりが、その後も継続して後見人というケースも間々あったりするので、使い勝手的には難しいところはあるなどひしひしと感じているところである。

いろいろな立場の13名の委員の皆様が選任されたが、他の地域で金融機関も入れた方がいいという話を聞いたことがある。条例上は15名までとなっているが、増やす予定はないか。

(健康福祉部 今井部長)

今回は第1回目の会議で13名となったが、状況に応じてぜひ金融機関の方や他の職種なども入っていただいた方がいいということであれば、今後の運営の中で検討課題とさせていただきます。

(長寿福祉課 久保田課長補佐)

制度のチラシの配置依頼をして歩く中で、金融機関の方に今の制度を周知しながら、困っていることはないかという意見や課題を集めているところである。そういうことも反映はできると考えている。

(小山田議長)

前段部分では市民後見人に関する質問や要望などがあった。すぐに選任はされない

までも、準備をしておかないとお尻がずれるだけの話だと思うので、検討の余地があると思う。

牛崎委員のような、当事者の立場の意見は大変貴重な話になるので、気兼ねなく話していただければと思う。その他、皆さんからご質問等があればお願いしたい。

(永田委員)

先ほどの牛崎委員の話の中で、後見人も歳を取っていくことに関して、社協の方で法人後見であれば引き継いで対応になると思われるので、その辺を教えていただければと思う。

(小田島委員)

地域福祉課で6人を対応している状況であり、法人内で担当が変わることはあるが、法人としては一度受任すれば、法人が続く限り継続的に支援をする形になる。

(長寿福祉課 久保田課長補佐)

社協の法人後見については、複数人で支援をしていると報告を受けたことがある。複数人の方がその方について情報共有するというメリットがあると、市としてはとらえている。

(牛崎委員)

今実際に法人後見されている方は、高齢者の方が多いのか。障がい者の方もいるのか。

(小田島委員)

受任している6人の中では、高齢者の割合が多い。私の方で受けるケースは、本当に身寄りがない、親族からの協力が得られない、または難しい方、或いは財産的に厳しい方が多い。

(牛崎委員)

障がい者の場合、後見人に求めるものが身上監護も必要とする。一般の方がいきなり障害のある方を支援するというのは難しいと思われるので、ある程度知識を持ったチームで支えていただければ一番安心できるという意味である。

(前田委員)

先ほど話された後見人に求めることで、牛崎委員のイメージされている具体的な身上監護の内容はどのようなものか。

(牛崎委員)

その時々で様々な場面があると思うが、細かいものについては後見人の役割ではないことは分かっているが、財産だけにかかわらず、ちょっとしたトラブルのときに相談できたり、身の回りで必要なものを頼めたり、お世話になれるような後見人だとありがたいと思う。

(前田委員)

小山田会長がおっしゃったように、非常に大きい方向性を決める会議であっても、利用されている方々が実際抱かれている感想や心配事などは、前提にすべき話だと思う。

法的なことに関する、理解の齟齬、認識の違いがあること自体が問題なのだと思う。そもそも制度と、ニーズがずれている、やれることとやって欲しいことがずれている中で、中核機関を含めたこの促進会議で何ができるのかということ、真摯に受けとめて考えていかなければならないという意味で非常に重い意見だと思う。

(熊谷委員)

裁判所の判断で決められる場合もあると思うが、今までの経緯からすると、財産管理中心でしたら弁護士、身上監護中心であれば社会福祉士というように選ばれていると聞いたことがある。財産があつて、身上監護も必要であれば弁護士と社会福祉士の複数後見という形で選任されるという場合もあった。実際に今受け持っている方で、弁護士と複数後見でやっている方もいるので、裁判所の判断である程度その人に合った人が決められる流れもある。

(小山田議長)

一番に思うことが、利用すべき必要な方に対する周知も足りないし、今回開催している中でそれぞれ委員の立場としても、認識の齟齬的なものは若干感じるところがあるので、それがないように動く必要性を感じる。

そのためには利用者側と、法律的なホスピタリティの提供をするカバー側の、何ができて何ができないかの意識統一について分かっていないと、誰に頼めばいいかも分からなくなるので、様々な会合等でお話する際に、きちんと周知をしていく必要性を非常に感じた。

そのほか、何かご質問はないか。

それでは皆さん、一通りは、軽めにお話をさせていただいたが、この会議任期が2年ということなので、次回いろいろお話をできるようにしていただければと思う。それでは議事について、これにて閉めさせていただきます。

(長寿福祉課 佐藤課長)

続きまして、次第の6、その他について、皆様から、その他で何かあればお願いしたい。

無いようなので、長寿福祉課から、今後の会議開催予定についてご案内させていただく。
次回の会議は3月に予定したいと考えている。日程等決まりましたらご案内するので、皆様
お忙しいことと存じますが、どうぞよろしくお願いする。

では以上をもちまして、令和4年度第1回花巻市成年後見制度利用促進会議の一切を終
了とさせていただく。本日は誠に感謝申し上げます。